

令和 6 年 9 月

第 16 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 前田 健造

署名委員 中山 正二

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会 長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主 事	係
令和 6 年 10 月 21 日 供覧の上、公開してよいか伺い ます。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査

第16回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第6号

下記について付議するため、9月25日(水)午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・504中会議室に、第16回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第1号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について
第2号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 前田 健造	1番 森 京子	2番 飯塚 秀行
3番 小櫃 敏文	4番 山岡 佐智子	5番 豊田 満	6番 中田 裕子
8番 沖田 保	9番 伊藤 勝博	10番 中山 正二	

3 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

4 出席職員

事務局長 佐藤 武弘 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 大塚 俊之

5 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の全員の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

6 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 前田 健造委員、10番 中山 正二委員を指名した。

7 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項4について「資料1」により逐次説明した後、報告事項5について、次のように説明した。

事務局 「報告事項5、農地利用最適化推進委員の能率報酬について、ご説明いたします。

農地利用最適化推進委員の報酬は、条例に基づき基本報酬と能率報酬に分かれており、能率報酬につきましては「遊休農地の解消1件につき5万円」を支給することとされております。支給にあたっては農業委員会会議にて報告することとされておりますことから、この度ご報告するものです。

今回能率報酬支給の対象となる農地は、鳩ヶ谷地区及び戸塚地区の2件の農地であり、共に農地の管理に苦慮していた土地所有者と経営規模拡大のために農地を探していた借受人を農地利用最適化推進委員が仲介して、賃貸借契約に繋げたものです。

鳩ヶ谷地区の案件につきましては、主たる担当推進委員を船津推進委員とし、令和6年2月に都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定による事業計画について、農業委員の皆様にご審議いただいた後、3月に10年間の使用貸借契約を締結し、農地の土作りに取り組み始めました。

現在の農地の状況を確認したところ、圃場整備が整い、さつまいもの植え付けを開始するなど、今後耕作が継続するものと判断できます。

戸塚地区の案件につきましては、主たる担当推進委員を細田推進委員とし、令和6年3月に農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、農業委員の皆様にご審議いただいた後、4月に10年間の賃貸借契約を締結したものです。

現在の農地の状況を確認したところ、圃場整備が整い、さつまいも、落花生の植え付けを開始するなど、今後耕作が継続するものと判断できます。

以上のことから、川口市農地利用最適化推進委員の勤務条件に関する要綱第7条第3項に規定する「過去1年以上の間、不作付になっている農地について、推進委員の助言等により3年以上継続を見込まれる耕作が開始された」と認め、担当推進委員に対し能率報酬5万円を支給いたしますことをご報告いたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。」

- (3) 議長は、農地利用最適化推進委員に補足説明を求めた。

- (4) 農地利用最適化推進委員は、次のように述べた。

船津推進委員 「鳩ヶ谷地区の案件につきましては、船津が担当し、令和5年11月に農地を所有されているかたから、農地の管理に苦慮しているというご相談を頂きました。

かなりの面積をお持ちのかたで、ご年齢が90歳を過ぎてしまったということで、かなり早めに対応して欲しいということで、経営規模拡大のために農地を探していたかたを引き合わせ、令和6年3月から10年間の使用貸借権の設定につなげることができました。

使用貸借権設定後、現地は毎月確認しておりまして、借受人はさつまいもの専業農家を目指し、土作りなど農地再生を2ヵ月程度で終わると、夏野菜収穫後、さつまいもの植え付けを始め、意欲的に耕作に取り組んでおります。

また、9月6日に現地を確認した際には、本日配布をさせて頂きました補足資料の様に、全体的に耕作を開始されております。

今後も耕作継続をされると判断しておりますので、今後また巡回をしながら、きちんとした耕作を目指していくというご指導をさせて頂ければなと思っております。」

細田推進委員 「続きまして戸塚地区の案件につきましては、細田が担当し、以前より農地を所有されているかたから、農地の管理に苦慮しているとの相談が寄せられていたところ、経営規模拡大のために農地を探していたかたを引き合わせ、令和6年4月から10年間の貸借権設定につなげることができました。

貸借権設定後、現地を毎月確認しており、借受人はさつまいも、落花生の専業農家を目指し、土作りなど農地の再生を1ヵ月程度で終わると、6月ごろから植え付けを始め、今後は更なる農地拡大を目指すなど意欲的に耕作に取り組んでおります。

9月6日に現地を確認した際は、本日配布されております写真資料のとおり農地が再生され、今後も耕作が継続されるものと判断しております。」

議長 「2件マッチングが出来たという事で推進委員の皆様にはなお一層のご尽力を頂きたいと思
います。」

(5) 報告事項1から報告事項5について、全員これを了承した。

8 議案の上程

(1) 申請の総括

1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について

1) 議長は第1号議案を上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、植木を栽培し兼業農家を営む、安行原のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「農業を営んでいた被相続人の方から農地を相続し、農業を引き続いて行う相続人の方が、納税猶予の特例を受けるため、本件の申請を行ったものでございます。」

申請人の自宅は、安行中学校から南西に500mほどの所に位置しており、申請地は自宅から道路を挟んで向かいに位置した2筆、計1,208㎡でございます。

申請人は、22歳の頃から40年以上農作業に従事しており、クロマツ、ゴヨウマツ、ハナミズキ等の植木を栽培しております。

現在の年間従事日数は300日で、妻の70日と併せて世帯で、延べ370日でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「申請人の所へ9月9日に現地調査に行きまして、とてもきれいに管理されていて、問題ないかと思しますので、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

5) 議長は第1号議案について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

(3) 第2号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

1) 議長は第2号議案No.1を上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.1は、植木を栽培し兼業農家を営む、安行原のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、安行小学校から南東に400mほどの所に位置しており、申請地は自宅から南に50mほどの所に位置した4筆、計1,083㎡でございます。」

買取事由発生人は、20歳の頃から年間250日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和6年2月7日に86歳でお亡くなりになりました。

買取事由発生人は申請人の母で、申請地を含む4,361.45㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人、妻、子の4人で、サザンカ、キンモクセイ等の植木やサトイモ、ダイコン等の野菜を栽培しておりましたが、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることになりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「同じく9月9日に現地の調査に参りまして、特に問題があるところはございませんでしたので、ご審議の程、よろしくお願いたします。」

5) 議長は第2号議案No.1について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

6) 議長は第2号議案No.2を上程し、説明を求めた。

7) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.2は、植木を栽培し兼業農家を営む、安行原のかたからの申請です。詳細については、

事務局から説明願います。」

- 8) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、安行中学校から南西に 500mほどの所に位置しており、申請地は自宅から南西に 200mほどの所に位置した 2 筆、自宅から南東に 150mほどの所に位置した 2 筆及び自宅から南東に 200mほどの所に位置した 2 筆、計 1,752 m²でございます。

買取事由発生人は、15 歳の頃から年間 300 日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和 5 年 12 月 21 日に 92 歳でお亡くなりになりました。

買取事由発生人は申請人の父で、申請地を含む 4,550.00 m²の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人、妻の 3 人で、クロマツ、ゴヨウマツ、ハナミズキ等の植木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることになりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしく願い申し上げます。」

- 9) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「これもまた 9 月 9 日に 1 号議案のかたでしたので、一緒に見に行ってきましたが、特に問題はありませんでしたので、ご審議の程、よろしく願いいたします。」

- 10) 議長は第 2 号議案No.2 について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

9 連絡事項

- ・令和 7 年度県農地等利用最適化の推進施策に関する意見書について

10 閉会

午前 10 時 40 分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第 16 回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和 6 年 9 月 25 日

議 長

ⓐ

署名委員

ⓐ

署名委員

ⓐ